

2019年アジア諸国の 生保重大ニュース

このレポートは参考のための仮翻訳で、正文はアジア各国の機関で作成した英文です。

バングラデシュ



1. バングラデシュが国際財務報告基準（IFRS）を採用

2019年、バングラデシュ人民共和国政府は、国際財務報告基準（IFRS）を公式に採用することを決定した。バングラデシュのアクチュアリー会は、一般的な問題や技術的な問題について新たに発足した財務報告審議会（FRC）に協力した。バングラデシュ会計基準（BAS）は、1971年独立後の1972年以降、すべての財務報告で採用されている。バングラデシュでIFRSが遂行されるには数年かかると思われる。

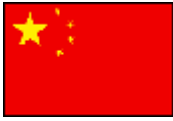
2. 保険会社のウェブサイトでの保険料計算ツールが必須に

保険開発規制機構（IDRA）は、2019年最後の週にバングラデシュの保険会社に2020年2月末までウェブサイト用の保険料試算ツールを開発するよう通達を出した。バングラデシュの保険マーケティングシステムは、デジタルの世界において今日までごく一般的な状態にある。89社ある保険会社の中でほんの3～6社がサイトからの加入が可能になってはいるが、多くの保険会社のホームページでは保険料や商品内容、保障内容について確認さえできない。この新しい政策は、バングラデシュのデジタル化を活力ある経済と共に構築するための重要な役割を担うことになるだろう。

3. 2019年の生命保険の総保険料が7%増加

2019年の生命保険料の総額は96,082,200,000 バングラデシュタカ（113.48 百万米ドル）だった。2018年は89,121,300,000 バングラデシュタカ（105.26 百万米ドル）だったので前年と比べ7%の増加となった。

中国



1. 中国銀行保險監督管理委員会（銀保監会）が生命保険の責任準備金積立率に関する新しい方針を発表

2019年8月、中国銀行保險監督管理委員会は生命保険の責任準備金の積立率に関する新しい方針を通達した。これは低金利市場環境に対する改善と利差損リスクを防ぐため、一部の保険商品の責任準備金の積立率の上限を引き下げている。

2. 中国の国務院が中国の「外資保険会社」の規制を改正

2019年9月、国務院は外資保険会社に関する規制の改正を決定し、これにより外国資本の保険会社の市場参入の規制が緩和された。同年11月には中国初の外資系保険会社としてアリアンツ（中国）保険ホールディングスが開業した。

3. 銀保監会が新たに健康保険規制を改正

2019年11月、銀保監会が健康保険の定義や商品そして実務に及ぶ、健康保険に関する規制を一新した。この新しいガイドラインにより健康保険商品の差別化と商品開発に期待がかかる。

中国保険行業協会

インドネシア



1. デジタルとリスク管理 (DRIM)

2019年9月26日、インドネシアのバリ島において保険のデジタルおよびリスク管理(DRIM)が実施された。これは、地域の生命保険と金融包摂の振興を図ってAAJIが行っているプログラムの1つだ。生命保険業界の市場の可能性を早急に最適化する必要があり、容易な技術は、特にミレニアル世代における市場参入を促す可能性を含んでいる。

2. トップエージェントアワード

第32回トップエージェントアワードが2019年8月8日から9日までジャワ島中部のソロ市で開催された。AAJIとその会員各社は、企業の社会的責任(ISR)の一環としてソロ市のマナハンスタジアムに生命保険公園を設立した。教育として生命保険会社と生命保険の重要性についての展示が行われた。このイベントは、著名人のサクセスストーリーと新しいエージェントの表彰を通じて、生命保険エージェントの意欲を高めることを目的としている。

3. インドネシア第四回生命表

2017年10月27日に、バリ島で開催されたインドネシアアクチュアリー会議において、インドネシア生命保険協会(AAJI)はインドネシア金融庁(OJK)立ち合いのもと、インドネシアアクチュアリー協会(PAI)との協力協定に署名した。第四回生命表に基づくと、一歳未満の幼児の死亡率は2011年の生命表より低下している。2017年のインドネシアの健康統計においても幼児の死亡率は2011年よりも低下している。

大韓民国



□ 保障性商品の初年度手数料の上限を月額保険料の1200%に

韓国金融委員会（FSC）は、保障性保険商品の販売に対して募集人に支払う手数料を月額保険料の1,200%を超えないよう制限を設けることを決定した。

昨年8月、金融当局は、保険の事業費と手数料体系を改革する措置を発表した。これによると、保障性商品を販売時の初年度手数料は、契約者が支払った金額の範囲内に制限されることになる。これは不適性販売の抑制と募集人がより多くの手数料獲得を目的に短期間の契約を狙うことを防ぐことが目的である。

さらに、保険業界で大きな問題として挙げられている手数料の前払いと並行して平準払いも行われる予定である。流通チャネルは、前払い手数料とレベル手数料の間で支払い方法を選択できます。レベルのコミッション支払いの場合、保険代理店に支払われるコミッションの合計額は、前払いのコミッション支払いよりも5%以上高くなります。販売側が前払い手数料か平準手数料か受け取り方法を選択できる。平準手数料の場合一括で受け取るよりも5%手数料が上乗せされる。保険手数料体系の改革措置は、2021年から開始される予定。

□ 革新的成長に向けシステム改革

近年、低金利と飽和状態の市場により、韓国の保険業界のビジネス環境は困難に陥っている。金融委員会（FSC）は、保険業界が新しい成長エンジンを模索し絶え間ない努力を続ける中、2019年、保険業界の革新的成長に向けたシステム改革を推進した。これまでの保険業法では保険会社が持てる子会社の事業は厳密に制限され、フィンテック企業の持ち株の割合も15%を超えないよう制限されていたが、この保険業法の改正施行令により保険会社はFSCの承認があればフィンテック子会社を持つことができるようになった。ただし、そのような子会社は保険会社の効果的な事業管理に必要であると認められた仕事を担うものとされる。

さらに当局は昨年12月に、健康増進型の保険商品とサービスの促進を目的に、医療用に設計されまた保険会社の保険リスクの軽減効果が証明されたデバイスを保険契約者に提供することを許可した。提供するデバイスは、不適切な募集を防ぐために、100,000ウォン以下

もしくは付加保険料の50%未満のいずれかでなくてはならない。さらにFSCは保険会社が医療関連の子会社を持つことを許可した。

一連のシステムの改善により2020年には様々な健康増進型の保険商品や革新的なサービスの開発と発売が期待される。

□ K-ICSとLATのソフトランディングのためのシステム改革

韓国は、「K-ICS」という新しいソルベンシー規制を導入して、IFRS 17、ソルベンシー II、ICSなどの国際会計基準との収斂を強化する予定である。しかし、国債利回りの急激な下落や社債発行のコスト増加などの不利な状況は、K-ICSの実施に継続的に課題をもたらした。業界の懸念の拡大に応え、金融委員会（FSC）は、グローバルな保険資本基準の進展、国内資本や外為市場の状況、そして保険会社の能力といった複数の側面を鑑み、保険会社に十分な猶予期間を与えながら、K-ICSの改訂版であるK-ICS 2.0のソフトランディングを引き続きサポートすることを発表した。

責任準備金の評価と積立がIFRS 17の下で要求されるものに近いことを確実にするために、負債十分性テスト（LAT: Liability Adequacy Test）の改善が予定されていた。しかし急落する金利環境においては保険会社が負担すべき責任準備金の追加積立額が劇的に増加するという業界からの懸念の表明を受け、金融当局は、10月にLATを改善するためのロードマップの実施を先送りにする措置を発表した。また過剰な責任準備金の積立の結果として現在生じている損失の問題についての措置も併せて発表した。さらにFSCは、保険会社がIFRS 17に備えて資本を増加できるよう、法定責任準備金を「財政の安定のための準備金」の形で積立できるようにした。

業界は金融当局に、国内の資本と外為市場の状況を考慮し、また保険会社に準備にさく十分な時間を与えることにより、保険会社が長期的に余裕をもって使える新しいシステムを導入する計画求めている。

韓国生命保険協會

マレーシア



1. 保険およびタカフル業界が提供するインベストメントリンク保険商品に関する消費者教育および啓発運動

LIAM は、2019 年 1 月のマレーシア中央銀行による投資関連ビジネスに関する規制文書の発行を受け、インベストメントリンク保険商品に関する消費者教育と啓発運動に乗り出した。目的は、消費者が保有している商品についての教育、そして契約の持続可能性、透明性を高め、十分かつタイムリーな情報が消費者に提供されていることを確実にすることである。

この運動には、3 つの言語—英語、マレーシア語、北京語—の標準的なコミュニケーションテンプレートの開発が含まれている。テンプレートは商品がどのように機能するか、どのようなことがファンドの価値を低下させるか、そして消費者が契約の満期まで継続するために何を行うべきかなど、インベストメントリンク商品の持続可能性を説明している。

2019 年 5 月から 6 月の間に紙媒体と電子メディアと一連の独占インタビューが行われた。その後、インベストメントリンク保険商品に関連した広告が 7 月と 12 月に英字、マレーシア、北京語の各新聞に掲載された。金融ブロガーや金融ポータルサイトでも、特別な記事やインフォグラフィックが公開された。また、インベストメントリンク商品についてマレーシア人を教育するための一連の 5 つのベクタービデオも公開された。

ベクタービデオをご覧になりたい方はこちらから。

<http://www.liam.org.my/news/videos.aspx?ct=3>

2. マレーシア生命保険協会がウェブサイトを刷新

マレーシア生命保険協会 (LIAM) は自社ウェブサイト (www.liam.org.my) を、若い世代の要求も満たせるよう、モバイルフレンドリーな機能と、タブレットでも対応できるように刷新した。

雑誌スタイルのコンセプトをもとに、ウェブサイトはより多くのセキュリティ機能を持ち、モバイル/タブレットフレンドリー、フレキシブルで、LIAM の現在そしてこれからの活動をサポートするため長期的にも維持や更新が簡単なものである。Windows のプラットフォームを使用しており、いいね！共有、送信といったソーシャルメディアモジュールも搭載している。

新しいウェブサイトは 2019 年 12 月 6 日シェラトン・インペリアル・クアラルンプールホテルで開かれた LIAM 主催のメディア感謝ランチパーティーで発表された。

3. 全国献血運動 2019

マレーシアの第 62 回独立記念と 2019 年のマレーシアデーの祝賀を合わせ、生命保険業界はマレーシア生命保険募集人アドバイザー協会 (NAMLIFA) と Pusat Darah Negara (National Blood Center) の協力のもと、2019 年 9 月 1 日から 30 日まで、戦略的に選ばれた全国 40 か所以上で 1 か月にわたるキャンペーンを実施した。

「献血して 3 人の命を救う」をテーマに、献血運動は 5 つの地域、中央、北部、南部、東海岸、東マレーシアが対象とされた。3,000 人がドナーとして登録し、合計 2,500 袋の血液を集めることができた。

事務局レベルでは、クアラルンプールとセランゴールの 3 か所で 7 日間の献血が行われ、多くのクランバレーの人々が献血に参加するよう奨励された。

開催式は 2019 年 9 月 20 日にクアラルンプールのテスコケポンビレッジモールで開かれた。開催に合わせて、LIAM は国立心臓病研究所および KPJ ヘルスケアと協力し、無料の健康診断と相談、柔軟性テスト、禁煙クリニックをモールの来客者に提供した。

マレーシア生命保険協会 (LIAM)

台湾



1. 「アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ」(Asia/Pacific Group on Money Laundering; APG) の第三次相互審査により、台湾は「通常フォローアップ」と評価された。

2018 年末、台湾人寿と国泰人寿は台湾生保業界を代表し、台湾現地で「アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ」の第三次相互審査を受けた結果、その初期の評価は 2019 年 6 月末に公表され、台湾は「通常フォローアップ」と評価された。また、同年の 8 月 18 ~23 日、APG の第 22 回の年次総会がオーストラリアのキャンベラで開催された(アジア太平洋 41 ヶ国のメンバー会員が参加)。会議中台湾行政院洗錢防制弁公室(AML0)および各省庁の職員の説明を受けて、各国の会員は台湾の相互評価レポートに同意し採用した。結果として、技術コンプライアンスにおける 36 項目が達成し、有効性コンプライアンスにおける 7 項目が達成し、全体的な評価は最高の「通常フォローアップ」とされて、世界各国より高い評価を得た。

2. 新契約に関する責任準備金の予定利率を市場金利に沿って反映させるため、台湾金融管理委員会(FSC)は 2020 年度生保の通貨別新契約に関する責任準備金の予定利率を引き下げた。

現行の生保商品に関する責任準備金は、契約当時監督当局が定めた予定利率で算出され、契約が継続期間中は固定されている。台湾生保会社の経営を安定させ、かつ市場金利の下降傾向を反映させるため、監督当局は NT ドル、US ドル、人民元、豪ドル、ユーロ建保険の 2020 年新契約について、責任準備金の予定利率を 0.25~0.5%引き下げることにした。これにより保険料が引上げられ、契約者の保険料負担が増加するとともに、保険会社にとっても保険料収入の難関に直面し、業務上も財務上にも大きな影響を受ける。

3. 保険業の財務基盤の健全性および保険会社のリスク引受能力を強化させるため、FSC は「保険会社の自己資本に関する規制」を改正し、監督指標に自己資本比率を入れた。保険会社が発行する資本ベースの債券または負債ベースの優先株式に投資する場合、自己資本比率の算出に関する原則を定めた。

国際政治経済状況が短期間に著しい変動がある場合、株主資本比率は保険会社が市場リスクを負担する能力を測るためのより良い尺度であることに鑑み、FSC は「保険会社の自己資本の適正性に関する管理規制」を改正した。既存のリスク・ベースの自己資本比率(RBC)に関する規制に加え、直近 2 期間の株主資本比率の規制指標などの新しい基準を追加した。また、保険会社が発行する負債ベースの優先株式または資本ベースの債券は主に金融企業

が購入していることにより、大規模な金融危機によってもたらされる全体的なリスクを軽減するため、FSCは保険会社が「国内の保険会社」または「国内の金融持株会社」が発行した資本ベースの債券または負債ベースの優先株式に投資する場合の調整後純資本に関する原則を制定し、2019年11月1日施行された。これにより、保険会社の資本品質を向上することが期待できる。

中華國人壽保險商業同業公會

日本



1. 経営者向け保険の税務上の取り扱いの見直し

保険料を全額損金に算入できる経営者向け保険の販売が好調だった中、国税庁は経営者向け保険の税務上の取り扱いを見直した。最高解約返戻金率に応じて、損金に計上できる保険料の割合および期間が定められ、節税対策としては非常に利用しにくい取り扱いとなった。

2. 大手生命保険会社による不適切販売

ある大手生命保険会社は、法令や社内ルールに違反する疑いのある販売が1万2800件余りに上ることが判明した。新旧の契約を重複して結ばせ、保険料を二重払いさせていたケースや、契約を結び直す際に古い契約と新しい契約の間に一時的な無保険状態があったケースなど、顧客に不利益が生じた疑いがある契約が問題となった。

保険会社とグループ会社の内部管理体制に重大な問題があったとして行政処分がくだされる見通しとなっている。

3. 健康増進型保険、認知症保険の拡充

近年、健康増進型保険や認知症保険に広がりが見える。前者については2019年に1社から、後者については2020年2月に1社から発売開始される。

スマートフォン用のアプリによる、健康状態に応じてわかりやすい改善のアドバイスを提供するサービスや、認知症の早期発見や重症化予防をサポートするサービスなど、各社様々な付帯サービスを提供していることが特徴となっている。